

令和 6 年度

福島町議会

定例会 3 月会議

令和 7 年 3 月 1 1 日 (火)

議会提出議案

福島町議会

令和6年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委10	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3

発委第10号

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

提案者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2					別表第2				
1 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料					1 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円	37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円
備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市 をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。					備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く) をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。